

改正概要説明書	
国名：アイルランド	法令名：特許法
改正情報：2019年1月28日版	
<p>改正概要：</p> <p>1. 用語の解釈規定の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本法で示される用語の定義規定から改正法で使用されなくなった「世界貿易機関を設立する協定」、「審判部」、「EEA 協定」、「EEA 国」、「拡大審判部」、「世界貿易機関の構成国」、「TRIPS 協定」の各用語を削除した(第 2 条)。 ・ 「特許代理人」の定義から特許弁護士を含む旨の規定を廃止し(第 2 条)、また EEA 国の特許代理人の規定を削除した(第 94 条(3))。 <p>2. 長官の地位の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長官の職責について独立性を有する旨規定してその地位を強化した(第 6 条)。 <p>3. 発明の特許性の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人体又は動物の手術・治療・診断方法(医療方法)の発明は産業上利用性がない(医療方法に使用する物質・組成物を除く)旨の規定及び発明の特許性に関する条約の規定を遵守するために本法を改正できる旨の規定を追加した(第 9 条(4)(5))。 <p>4. 特許性に関する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療方法の発明は産業上利用性がないと規定したのに伴い、特許性の例外として規定していた旧関連規定を削除した(第 10 条(1)(b)、(2))。 ・ 当該医療方法に使用する物質・組成物の発明の新規性について規定を整備した(第 11 条(4))。 <p>5. 出願日認定要件に関する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出願日認定要件に関する条文において、出願人特定、発明の説明及び提出書類に不備があった場合の取扱いについての規定を簡略化して整備した(第 23 条)。 <p>6. 優先権主張可能国の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アイルランドに優先権を主張して出願する場合の先の出願国から「パリ条約の同盟国ではない WTO 加盟国」を削除した(第 25 条(1)(5))。 <p>7. 調査報告書の規定の簡略化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許出願の特許性に係る調査報告書の規定において、特許性に関する見解の作成に関する規定及び調査報告書に回答して行われた補正の審査に関する規定をいずれも削除すると共に、その他の規定も簡略化して整備した(第 29 条)。 	

8. 対応外国特許の調査報告書提出制度の整備

・ 調査報告書請求に代わって外国対応特許の調査報告書を提出する場合に付与される補正の機会について、補正後の内容を実体審査する旨の規定を廃止すると共に、その他の規定も簡略化して整備した(第 30 条(1)(4))。

9. 情報提供の規定の削除

・ 改正前、出願公開後特許付与前に認められていた特許性に関する第三者の意見の提出(情報提供)の規定を廃止した(改正前第 30A 条の削除)。

10. 特許の拒絶・付与の要件の変更

・ 長官による特許の拒絶又は付与の前提として出願の実体審査又は調査をした後という条件を廃止すると共に、規則所定の要件を備えない場合、長官は補正要求又は特許を拒絶できる旨を明記した(第 31 条)。

11. 出願取下と誤記訂正の関係の明確化

・ 出願の取下は誤記訂正には影響しない旨の規定を廃止した(改正前第 33 条(1A)の削除)。

12. 出願の回復に関する規定の廃止

・ 出願が失効した場合(更新手数料不納の場合を除く)における出願の回復及び回復の効果に関する規定を廃止した(改正前第 35A 条及び第 35B 条の削除)。

13. 失効した特許の回復に関する規定の整備

・ 更新手数料不納による場合以外の回復の規定が廃止されたことに伴い、回復された権利の効果等に関する規定を変更及び削除して整備した(第 37 条(7)、改正前第 37 条(8)-(11)の削除)。

14. 特許付与後の訂正の規定の変更

・ 特許付与後の訂正の許否について欧州特許条約に適用される原則を考慮すべきとする改正前の規定を廃止した(改正前第 38 条(7)の削除)。

15. 特許の効力の制限の対象の変更

・ 特許の効力が及ばない範囲として規定される、入国した船舶又は航空機における発明の実施について、船舶等の国籍国から世界貿易機関構成国を廃止してパリ条約の同盟国のみを規定した(第 42 条(d)(e))。

・ 効力の及ばない範囲から、医薬品に係る規定を廃止した(改正前第 42 条(1)(g)-(i)、(2)の削除)。

16. 一部有効な特許の侵害への救済規定の整備

・ 特許侵害訴訟において有効性が争点となった結果、一部有効とされた特許について有効な部分にのみ救済される旨の規定において、クレーム解釈について欧州特許を考慮できる旨の規定を廃止して整備した(改正前第 50 条(4)の削除)。

17. 侵害警告に対する救済措置の見直し

・ 特許侵害の警告に対して警告を受けた者が裁判所に救済を求めることができる理由を一部廃止して見直した(改正前第 53 条(3)(b)の削除)。

18. 強制ライセンスに関する規定の整備

・ 国内における特許の不実施又は不十分実施の場合における強制ライセンスについて、申請要件、申請手続、効力、取消、不服申立等について、規定を全面的に見直して整備した(第 70 条, 第 71 条, 第 73 条, 第 74 条, 第 75 条)。

19. 長官の命令・裁定に対する上訴の規定の見直し

・ 長官の命令又は裁定に対する不服申立可能期間についての始期の規定を廃止して見直した(改正前第 96 条(6)(b)の削除)。

20. 長官の任命に関する規定の簡略化

・ 政府による長官の任命に関する規定において、任期、退職年齢、健康状態についての規定を簡略化するとともに、職務の授権についての規定を整備した(第 93 条(1)(3)(5)(6))。

21. 年次報告書の規定の整備

・ 長官による年次報告書に関し、作成時期及び記載内容等についての規定を整備した(第 103 条)。

22. 特許代理人に係る規定の整備

・ 特許代理人に関し、その資格、登録及び職務執行についての規定を簡略化し、併せて所轄大臣による特許代理人に関する規則制定権や監督権限の規定を整備した(第 106 条, 第 109 条)。

23. 出願取下における誤記訂正の規定の見直し

・ 特許出願の取下における誤記・誤訳の訂正に関する請求等についての公告、異議申立、回復等についての規定を廃止した(改正前第 110 条(2A)-(2D)の削除)。

・ 上記出願取下の回復の効果についての規定を廃止した(改正前第 110A 条の削除)。

24. 期限不遵守に関する規定の整備

・ 特許出願又は特許に関して長官の指定した期限の不遵守及び期間延長についての規定

を廃止した(改正前第 118A 条の削除)。

・ アイルランドを指定する欧州特許が期限不遵守により取り消された場合の回復及び保護についての規定を見直し、また明細書の翻訳言語による保護の制限についての規定を追加して整備した(第 119 条(5)-(8))。

25. 欧州特許との関係についての規定の整備

・ アイルランドを指定する欧州特許がみなし取下等された後に回復した場合、みなし取下等から回復までの間に特許を実施した善意の第三者の保護の規定について整備した(第 120 条(4)(5), 改正前第 120 条(5A)-(5D)の削除)。

・ 欧州特許及び特許出願の真正な本文について、訂正翻訳文が公表される前に善意で特許を実施した第三者の継続実施をする権利についての関連規定を廃止した(改正前 121 条(5)-(8)の削除)。

改正内容：

・ 第 2 条

「世界貿易機関を設立する協定」、「審判部」、「EEA 協定」、「EEA 国」、「拡大審判部」、「世界貿易機関の構成国」、「TRIPS 協定」の解釈が削除された。

「特許代理人」の解釈が変更された。

・ 第 6 条

(3)において、「長官」の権限が明確化された。

・ 第 9 条

(4), (5)は新設項である。

・ 第 10 条

(1)(c)及び(2)が削除された。

・ 第 23 条

出願日に関して明確化された。

・ 第 25 条

「世界貿易機関を設立する協定の他の当事国」が削除された。

・ 第 29 条

調査報告書に関して明確化された。

・ 第 30 条

外国の明細書又は調査報告書に関して明確化された。

・ 第 31 条

長官による特許の拒絶、補正要求に関して明確化された。

・ **第 33 条**

(1A) は削除された。

・ **第 35A 条, 第 35B 条**

削除された。

・ **第 37 条**

失効した特許の回復に関して明確化された。

・ **第 38 条**

(7) は削除された。

・ **第 42 条**

特許の効力の制限に関して明確化された。

・ **第 50 条**

(4) は削除された。

・ **第 53 条**

(3) (b) は削除された。

・ **第 59 条**

(4) は削除された。

・ **第 70 条, 第 71 条, 第 73 条, 第 74 条, 第 75 条**

強制ライセンスに関して明確化された。

・ **第 94 条**

(3) において、「特許代理人」に関して明確化された。

・ **第 96 条**

(6) (b) は削除された。

・ **第 97 条**

長官の任命に関して明確化された。

・ **第 103 条**

年次報告に関して明確化された。

・ **第 106 条, 第 109 条**

特許代理人に関して明確化された。

・ **第 110 条**

(2A)-(2D)は削除された。

・ **第 110A 条, 第 118A 条**

削除された。

・ **第 119 条**

(6)-(8)は新設項である。

・ **第 120 条**

欧州特許出願の拒絶, 取下げ若しくは取り下げたとみなされる場合について明確化された。

・ **第 121 条**

(5)-(8)は削除された。